

証

券

税

制

な

る

ほ

ど

B

O

O

K

平成22年5月版

(平成22年度税制改正に対応)

大和証券

Daiwa Securities

上場株式等から生じる収益は、大きく①配当金、②売却益の2つに分けられます。したがって、税金の上でもこの2つをそれぞれ考える必要があります。原則的な取扱いは以下のとおりです。

上場株式等の収益の種類と課税方法

配当金

- ・ 配当所得として10%源泉徴収
- ・ 確定申告不要（ただし、確定申告により総合課税を選択することも可能）

売却益

- ・ 譲渡所得として申告分離課税

* 支払調書が提出される場合があります。詳しくは3ページをご参照ください。



- 平成20年度税制改正により、平成21年以降の所得について確定申告で申告分離課税を選択することにより、上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当金および株式投資信託の分配金との損益通算が可能となりました。
- 平成22年以降は、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて受入れた上場株式等の配当金および株式投資信託の分配金と、特定口座内の譲渡損失との損益通算が可能となりました。

「上場株式等」とは・・・

- ① 上場株式（株式・新株予約権の割当てを受ける権利・新株予約権を含む）
- ② 上場新株予約権付社債、店頭転換社債型新株予約権付社債（旧上場転換社債・ワラント債、店頭売買転換社債を含む）
- ③ 日本銀行出資証券
- ④ 上場優先出資証券
- ⑤ 公募株式投資信託
- ⑥ 上場株式投資信託の受益証券（ETF）
- ⑦ 上場不動産投資証券
- ⑧ 外国上場株式等
- ⑨ 上場未公開株式等投資証券（ベンチャーファンド）

Check ① 申告分離課税とは

- 他の所得と合算せず分離して税額を計算し、確定申告によりその税金を納めるのが申告分離課税制度です。
- 株式等の譲渡所得のほか、山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、一定の先物取引による所得などが、申告分離課税となっています。

Check ② 売却損益の計算方法

年間を通して売却した上場株式等について、それぞれの損益を計算し、合算することで年間の売却損益（譲渡所得）を求めます。なお、売却損益は、「収入金額」から「取得価額と売却費用等の合計」を差引くことによって計算されます。

- 収入金額……売却単価に数量をかけたもの（売却時の委託手数料等は含みません）。
- 取得価額……上場株式等を取得した際に要した費用（委託手数料等を含みます）。
- 売却費用等……売却時の委託手数料等。

取得価額の計算方法

同一銘柄を複数回取得した場合、総平均法に準ずる方法で取得価額を計算する必要があります。これは、同一銘柄を買付けるたびに、既に保有している株式の取得価額と新たに取得した株式の取得価額とを、そのつど平均していく計算方法です。

〈計算例〉

取引	買い	売り	残高	取得価額の計算	簿価単価
①	1000株 @500		1000株	$500円 \times 1000株 = 50万円$ (A)	500円 (A) ÷ 1000株
②	2000株 @350		3000株	$50万円 (A) + (350円 \times 2000株) = 120万円$ (B)	400円 (B) ÷ 3000株
③		1000株 @300	2000株	$120万円 (B) - (120万円 \times \frac{1000株}{3000株}) = 80万円$ (C)	400円 (C) ÷ 2000株
④	2000株 @200		4000株	$80万円 (C) + (200円 \times 2000株) = 120万円$ (D)	300円 (D) ÷ 4000株
⑤		3000株 @500	1000株	$120万円 (D) - (120万円 \times \frac{3000株}{4000株}) = 30万円$ (E)	300円 (E) ÷ 1000株

*計算を簡略化するため、委託手数料等は考慮していません。

Check ③ 売却益に係る税金

2ページの「Check2」の方法で求めた売却益に対して一定の税率が適用され、税額が決定します。税率は以下のとおりとなります。

上場株式等の売却益に係る税率

売却時期	平成21年～23年	平成24年～
所得税率	7%	15%
住民税率	3%	5%
合計	10%	20%

(ご参考) 未上場株式等

所得税率	15%
住民税率	5%
合計	20%

支払調書とは・・・

- 発行会社が株主に対して配当金を支払った時や、証券会社等が投資家より株式や投資信託等の売却注文を受けて注文が成立した時などに、誰に、いくら支払ったかを記載した書類を税務署に提出します。この書類を支払調書といいます。
- 平成20年度税制改正により、平成21年以降に受取る株式等の配当金または株式投資信託の分配金については、支払金額にかかわらず、支払調書が税務署に提出されます（ただし、大口株主（発行済株式総数の5%以上を保有している個人）は除く）。
- 株式等の売却時および株式投資信託の譲渡時については、通常は1回に支払いを受ける譲渡の対価（単価×数量。委託手数料等は含みません）が30万円を超える場合に提出されます。
- なお、特定口座で計算対象としている上場株式等の取引を行なった場合、支払調書は提出されません。特定口座の場合、源泉徴収の有・無にかかわらず、「年間取引報告書」が税務署に提出されます。

Check ④ 配当金に係る税金

上場株式等の配当金への課税方法は、一定税率の源泉徴収のみで「申告不要」とし、課税関係は終了します。総合課税により確定申告を行なって配当控除の適用を受けたり、申告分離課税により確定申告を行なって譲渡損失との損益通算を行なうことも可能です。ただし、確定申告により、配偶者控除等に影響を及ぼす場合があります。

上場株式等の配当金に係る税率

支払時期	平成21年～23年	平成24年～
所得税率	7%	15%
住民税率	3%	5%
合計	10%	20%

総合課税選択時の正味税率と源泉徴収の税率の比較

課税所得金額	所得税			住民税			総合課税	源泉徴収(申告不要)	
	税率	配当控除	差引負担	税率	配当控除	差引負担		～平成23年	平成24年～
195万円以下	5%	10%	0%	10%	2.8%	7.2%	7.2% [*]	10%	20%
195万円超 330万円以下	10%		0%				7.2%		
330万円超 695万円以下	20%		10%				17.2%		
695万円超 900万円以下	23%		13%				20.2%		
900万円超 1,000万円以下	33%		23%				30.2%		
1,000万円超 1,800万円以下	33%	5%	28%	1.4%	8.6%	36.6%			
1,800万円超	40%		35%			43.6%			

・「課税所得金額」は、配当所得を含む総所得金額(所得控除後) ・「申告不要」は、源泉徴収税率
 ・「差引負担」は、「税率」から「配当控除」を差引いたもの ・「総合課税」は、「所得税」と「住民税」の「差引負担」を合算

※配当所得に係る税額から控除しきれない分は、他の所得に係る税額から控除する形になります。

*「大口株主(発行済株式総数の5%以上を保有している個人)が受取る配当金」および「未上場株式等の配当金」は20%(所得税のみ)で源泉徴収のうえ、確定申告で総合課税(配当控除の適用あり)となります。なお、少額配当の場合、所得税のみ確定申告が必要となります。

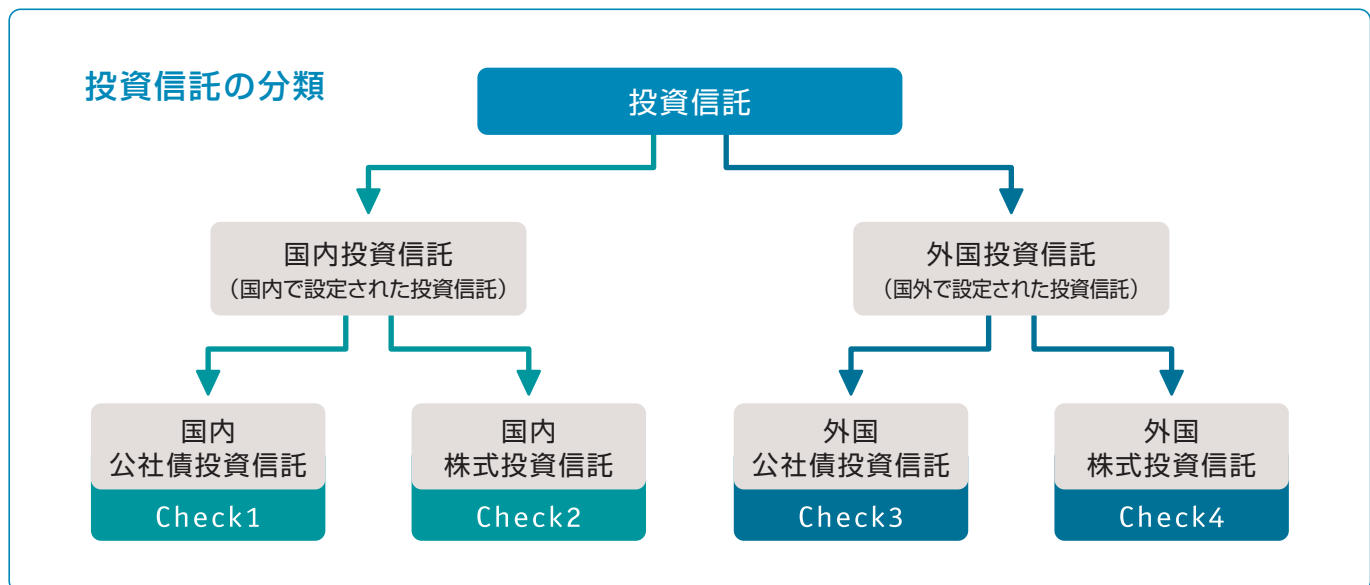
外国株式の配当金

以下の点を除いて、原則として国内株式と同様の取扱いとなります。

- 配当控除の適用がありません。
- 外国税額控除^{*}の適用を受けることができます。

※外国で課税された税額につき、控除限度額までは国内の課税額から差引くことができる制度。確定申告が必要となります。

公募投資信託（以下、投資信託という）は、国籍や投資方針等により、以下のように分類されます。



投資信託から生じる収益は、大きく①分配金、②償還差益、③解約益（国内投資信託のみ）、④売却益の4つに分けられます。したがって、税金の上でもこの4つをそれぞれ考える必要があります。原則的な取扱いは以下のとおりです。

投資信託の収益の種類と課税方法（平成21年～23年）

		国内投資信託		外国投資信託	
		公社債投資信託	株式投資信託	公社債投資信託	株式投資信託 (上場・非上場)
換金	分配金	利子所得 20%源泉分離 所得税 15% 住民税 5%	配当所得 10%源泉徴収 所得税 7% 住民税 3%	利子所得 20%源泉分離 所得税 15% 住民税 5%	配当所得 [*] 10%源泉徴収 所得税 7% 住民税 3%
	償還差益		譲渡所得 10%申告分離 所得税 7% 住民税 3%	—	譲渡所得 10%申告分離 所得税 7% 住民税 3%
	解約益 (解約請求)			—	—
	売却益 (買取請求)			非課税 (買取価額は 差益の20%が 差引かれます。)	非課税

※外国での源泉徴収税額がある場合、外国税額控除（確定申告の際に、一定の算出方法により求められる金額を所得税額等から差引くことができる制度）の適用が受けられます。

※国内上場株式投資信託（ETF等）および上場不動産投資信託（J-REIT）は税制上、上場株式等の税法が適用されます。

Check ① 国内公社債投資信託の税金

分配金 …… 利子所得として分配金支払時に一律20% (所得税15%、住民税5%) の源泉分離課税

売却益 …… 非課税 *買取価額は差益の20%が差引かれます。

解約益・償還差益 …… 利子所得として一律20% (所得税15%、住民税5%) の源泉分離課税

Check ② 国内株式投資信託の税金 (平成21年~23年)

普通分配金 …… 配当所得として10% (所得税7%、住民税3%) の源泉徴収 (申告不要)
*特別分配金は、税法上、元本の一部払戻しに相当する金額であることから非課税となります。

[買取請求による換金]

売却益 …… 譲渡所得として10% (所得税7%、住民税3%) の申告分離課税

[解約請求・償還による換金]

解約益・償還差益 …… 譲渡所得として10% (所得税7%、住民税3%) の申告分離課税

買取請求と解約請求

	買取請求 (売却益)	解約請求 (解約益)
換金方法の違い	投資家が受益証券を販売会社を買取ってもらふことにより換金する方法です。	投資家が証券会社など販売会社を通じて運用会社に対して信託契約の解除を請求する換金方法です。
損益計算	買取価額 - 取得価額	解約価額 - 取得価額
所得区分	譲渡所得	譲渡所得
課税方法	10%申告分離	10%申告分離
損益通算	○	○

Check ③ 外国公社債投資信託の税金

分配金・償還差益・・・利子所得として一律20%（所得税15%、住民税5%）の源泉分離課税

売却益・・・・・・・・・・非課税

Check ④ 外国株式投資信託の税金（平成21年～23年）

分配金・・・・・・・・・・配当所得として10%（所得税7%、住民税3%）の源泉徴収（申告不要）

売却益・償還差益・・・譲渡所得として10%（所得税7%、住民税3%）の申告分離課税

取得価額の計算方法

確定申告をする際には、お客さまご自身で銘柄ごとに取得価額を把握していただく必要があります。取得価額には、買付価額のほか投資信託を購入した際の手数料および消費税等を加算することができます。また、同一銘柄を複数回取得した場合の取得価額は、総平均法に準ずる方法にて計算します。

*詳しくは2ページ「取得価額の計算方法」をご参照ください。

税計算上の為替レートについて

① 期中分配時における収益の分配に係る配当所得

「現地保管機関が分配金等を受領した日のTTB（お客さまが外貨を売付ける際に金融機関が提示する為替レート）」により邦貨に換算したうえで、配当所得を計算します。

② 外貨決済での売却時における売却損益および償還損益

税法の定めるところにより、取得価額については取得時（約定日ベース）のTTS（お客さまが外貨を買付ける際に金融機関が提示する為替レート）、売却価額および償還価額については売却時（約定日ベース）および償還時のTTBにより、それぞれを邦貨に換算したうえで、その差額から損益を計算します。

*上記の邦貨換算による金額は、税法に基づく課税金額を確定するためのものであり、実際に当社から支払いを受ける日の為替相場が異なる場合には、お客さまの受取る金額とは差異が生じることがあります。

外国税額控除について

外国での源泉徴収税額がある場合、外国税額控除（確定申告の際に、一定の算出方法により求められる金額を所得税額等から差引くことができる制度）の適用が受けられます。

！ 上場株式等との損益通算

株式投資信託の損益は、上場株式等の売却損益との通算が可能です。また、平成21年より、上場株式等の配当金や株式投資信託の分配金と、上場株式等および株式投資信託の譲渡損失との損益通算が可能となりました。ただし、損益通算を行なうには原則、確定申告が必要となります。なお、平成22年以降は、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて受入れた上場株式等の配当金および株式投資信託の分配金と、特定口座内の譲渡損失との損益通算が可能となりました。

(平成21年以降)

損失		利益		上場株式等		株式投資信託	
		配当金 (配当所得)	売却益 (譲渡所得)	分配金 (配当所得)	換金		
					解約益・償還差益 [※] (譲渡所得)	売却益 (譲渡所得)	
上場株式等	売却損(譲渡所得)	△	○	△	○	○	
株式投資信託	換金 解約損・償還差損(譲渡所得) [※]	△	○	△	○	○	
	売却損(譲渡所得)	△	○	△	○	○	

○…特定口座の「源泉徴収あり口座」を選択している場合、確定申告は不要です。

△…損益通算を行なうには、確定申告で「申告分離課税」を選択する必要があります。なお、平成22年以降は、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて受入れた上場株式等の配当金および株式投資信託の分配金と、特定口座内の譲渡損失との損益通算が可能となりました。

※平成20年度税制改正により、平成21年以降における所得区分が配当所得から譲渡所得に変更されました。

*特定口座の計算対象とした株式投資信託の譲渡所得は、特定口座内で損益通算が行なわれます。詳しくは13～16ページをご参照ください。

ご参考 ～国内株式投資信託～

【個別元本と取得価額】

「個別元本」とは、追加型株式投資信託の収益分配金や解約・償還時の収益に対する課税対象額を算出する際に使用する税法上の元本のことで、買付時の基準価額(手数料等は含みません)となります。「取得価額」とは買付けに要した金額(手数料および消費税等を加算することができます)のことです。個別元本方式の導入(平成12年4月)より前から保有していた投資信託については、平成12年3月31日の平均信託金(すべての受益者の平均購入価額)をその受益者の個別元本とする措置が取られました。そのため、お客さまによっては「個別元本」と「買付時の基準価額」が異なる場合があります。

【普通分配金と特別分配金】

「普通分配金」は運用収益からの支払いとして取扱われ、課税されます。個別元本を割込んで分配が行なわれる場合、個別元本を下回る部分は「特別分配金」となります。「特別分配金」は税法上、元本の一部払戻しに相当する金額であることから非課税となります。また、「特別分配金」を受取った場合、個別元本および取得価額は減額修正されます。

【配当控除】

国内株式投資信託の分配金については、源泉徴収で申告不要となりますが、総合課税として確定申告を行なうことによって「配当控除」を受けることもできます。

*ただし、確定申告を行なうことにより、合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家に相談ください。

*外貨建資産、非株式割合が75%超の場合は配当控除の適用はありません。

総合課税選択時の正味税率と源泉徴収の税率の比較

課税所得金額	総合課税		源泉徴収 (申告不要)
	外貨建資産、非株式割合が 50%以下	外貨建資産、非株式割合が 50%超75%以下 (外貨建等証券投資信託)	
195万円未満	8.6%	11.8%	10% (平成24年1月1日～) 20%
195万円以上	13.6%	16.8%	
330万円以上	23.6%	26.8%	
695万円以上	26.6%	29.8%	
900万円以上	36.6%	39.8%	
1,000万円以上	39.8%	41.4%	
1,800万円以上	46.8%	48.4%	

債券から生じる収益には、大きく①利子、②償還差益、③売却益の3つに分けられ、税金の上でもこの3つをそれぞれ考える必要があります。債券の種類ごとに、税金の取扱いについてまとめると以下のようになります。

債券の種類と課税方法

種類		利子	償還差益	売却益
利付債	国内	20%源泉分離課税	雑所得として総合課税	非課税
	外国	20%源泉分離課税 (差額徴収方式) ^{※1}		
割引債	国内	—	購入時に18%源泉分離課税	非課税
	外国	—	雑所得として総合課税	譲渡所得として総合課税 ^{※2}
円建外債 (サムライ債)	世銀債等	利子所得として総合課税 ^{※3}	雑所得として総合課税	非課税
	その他	20%源泉分離課税		
一部の発展途上国の債券		みなし外国税額控除 ^{※4}	雑所得として総合課税	非課税
新株予約権付社債		20%源泉分離課税	雑所得として総合課税	株式等の譲渡所得として 申告分離課税 ^{※5}
他社株転換可能債(EB)		20%源泉分離課税	雑所得として総合課税	非課税

※1 外国で源泉徴収されている場合は差額徴収方式により、外国での徴収税額と合わせて20%となるように国内での徴収分が調整されます。

※2 ゼロ・クーポン債等の外国の割引債券の売却益は、譲渡所得として総合課税となります(支払調書は提出されません)。なお、譲渡所得には50万円までの特別控除があります。また、売却までの保有期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し、他の総合課税の対象となる資産の売却による譲渡所得と合算して課税されることになります。

※3 以下の国際機関が発行する円建外債の利子には源泉分離課税は適用されず、利子所得として総合課税が適用されます。なお、年間の支払金額が3万円超の場合には支払調書が提出されます。

- 国際復興開発銀行(世銀)
- 米州開発銀行
- アジア開発銀行
- アフリカ開発銀行
- 国際金融公社

※4 円建外債については、還付請求により「みなし外国税額控除」の適用を受けることができます。詳しくは10ページ【用語集】をご参照ください。

※5 支払調書が提出される場合があります。詳しくは3ページをご参照ください。

*平成22年4月現在、当社で取扱っているディスカウント債は、表中の「利付債」と同様の税法が適用されます。

用語集

【利付債】 発行から償還までの間、あらかじめ定められた期日に利息を受取ることができる債券のことをいいます。

【割引債】 償還まで利息の支払いがない代わりに、額面から利息相当分を割引いた価格で発行され、償還時には額面金額が戻ってくる債券のことをいいます。償還金額(額面金額)と払込金額との差額が利息に相当します。

【円建外債】 外国の政府や企業、国際機関等の非居住者が、日本国内で発行する円建ての債券のことをいい、一般的にはサムライ債と呼ばれています。

【新株予約権付社債】 社債に新株予約権(株式をあらかじめ定めた価格で取得できる権利)が付された形態で発行される社債で、転換社債タイプの新株予約権付社債は「転換社債型新株予約権付社債」と呼ばれています。「転換社債型新株予約権付社債」は、一定期間内に請求すれば発行時に定められた条件でその発行会社の株式に転換可能な社債です。社債としての保有以外に株式に転換して値上り益を狙うこともでき、株式の収益性と社債の確実性の両面を有するといえます。

【他社株転換可能債(EB)】 他社株転換可能債は株式関連仕組債のうち、現金の代わりに株式で償還される可能性がある債券で、Exchangeable Bond (EB)とも呼ばれています。償還対象となる株式の株価推移によって、償還が額面100%の現金か、あらかじめ設定された株数の株式のどちらかになるものが一般的です。元本に対するリスクを取る代わりに利息が高くなっているのが特徴です。

【マル優・特別マル優】 お身体の不自由な方などで一定の要件を満たす場合は、利子に対する課税が元本350万円を限度に非課税となる制度です。マル優は預貯金や債券などに、特別マル優は債券のうち国債や公募地方債について適用を受けることができます。

【みなし外国税額控除】 相手国との租税条約に基づいて設けられている優遇措置です。外国において債券の利子の源泉税が減免されているにもかかわらず課税されたとみなして、日本の租税から控除しようというものです。現在のところ、みなし税額控除が認められている外国債券で一般に流通しているものとしては、中国やフィリピン、ブラジルの発行者によって発行されたサムライ債・ユーロ円債などがあります。なお、債券の利子に関する税額控除率は、中国10%、フィリピン15%、ブラジル20%となります。

【長期譲渡所得・短期譲渡所得】 保有期間が5年を超える資産の譲渡による課税対象金額(長期譲渡所得)は、特別控除(50万円)後、2分の1にした金額となります。保有期間が5年以内の譲渡による課税対象金額(短期譲渡所得)については、特別控除後の金額となります。

Check ① 保険料払込時の取扱い（生命保険料控除）

ご契約時または増額時に払込みいただいた保険料は、その年の生命保険料控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。

控除の対象となる金額	所得税の生命保険料控除額		住民税の生命保険料控除額	
	年間の払込保険料の合計額	控除される金額	年間の払込保険料の合計額	控除される金額
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	100,000円を超える場合	一律50,000円	70,000円を超える場合	一律35,000円
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	80,000円を超える場合	一律40,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円

*平成22年度税制改正により、生命保険料控除につき2区分から3区分へ改組（介護医療保険料控除を新設）され、平成24年1月1日以後締結分については合計適用限度額が所得税12万円、住民税7万円となります。

*一時払いの個人年金保険の保険料を支払った時は、個人年金保険料控除の対象とはならず、一般の生命保険料控除の対象となります。

Check ② 年金支払開始日前の取扱い

解約払戻金（解約払戻金額と払込保険料総額の差額（解約差益）は下記の取扱いになります）

年金の種類	ご契約後5年以内の解約の場合	ご契約後5年超での解約の場合
確定年金	源泉分離課税（20%）	所得税（一時所得）・住民税
保証期間付終身年金	所得税（一時所得）・住民税	

総合課税される一時所得金額 = {解約払戻金額 - 払込保険料総額 - 特別控除(50万円)} × 1/2（当年中に、一時所得に分類される金額がほかにない場合）

死亡給付金・災害死亡給付金（ご契約形態により、下記の取扱いになります）

契約形態（例）			課税の種類
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
A（夫）	A（夫）	B（妻）	相続税
A（夫）	B（妻）	A（夫）	所得税（一時所得）・住民税
A（夫）	B（妻）	C（子）	贈与税

Check ③ 年金支払開始日以後の取扱い

ご契約者が年金受取人の場合

年金の種類	毎年の年金のお受取り時	年金を一括で受取られる場合
確定年金	所得税（雑所得）※1・住民税	所得税（一時所得）・住民税
保証期間付終身年金		所得税（雑所得）※2・住民税

※1 雑所得＝その年に受取る年金額－必要経費

※2 保証期間付終身年金は、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われるので雑所得の取扱いとなります。

（注）ご契約者が年金受取人でない場合は、年金受取人に対して年金支払開始時に相続税法上の年金の受給権評価額（平成22年度税制改正にて改正されています）に対して贈与税が課税されます。さらに、毎年の年金受給時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

Check ④ 生命保険金の非課税枠

契約者と被保険者が同一で、死亡給付金受取人が相続人の場合の死亡給付金は、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」までが非課税財産となります(相続税法第12条)。

例

死亡給付金：3,000万円
 法定相続人：配偶者、子ども3人
 契約者：本人 / 被保険者：本人 / 年金受取人：本人
 死亡給付金受取人：妻

生命保険金の非課税枠：500万円×4人(法定相続人数) = 2,000万円

受取った死亡給付金3,000万円のうち、非課税枠の2,000万円を差引いた1,000万円が他の相続財産と合算され相続税の課税対象となります。

Check ⑤ 給付事由が発生している年金受給権の評価

年金受取人が年金支払期間中に亡くなった場合、相続人が相続する年金の受給権の評価には「定期金に関する権利の評価」(相続税法第24条)が適用されます。

*平成22年度税制改正により下図のように見直されました。

年金受給権の評価

	改正前	改正後														
確定年金の評価	1. 残存期間に受取るべき年金総額×評価割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>残存期間</th> <th>評価割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>5年超 10年以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>10年超 15年以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>15年超 25年以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>25年超 35年以下</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>35年超</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	残存期間	評価割合	5年以下	70%	5年超 10年以下	60%	10年超 15年以下	50%	15年超 25年以下	40%	25年超 35年以下	30%	35年超	20%	1. 次の①～③のいずれか多い金額 <ul style="list-style-type: none"> ① 解約返戻金の金額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額 ③ 一年間に受けるべき金額×残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率
残存期間	評価割合															
5年以下	70%															
5年超 10年以下	60%															
10年超 15年以下	50%															
15年超 25年以下	40%															
25年超 35年以下	30%															
35年超	20%															
終身年金の評価	2. 一年間に受取る金額×権利取得時の被保険者の年齢に応じた倍率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>評価割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳以下</td> <td>11倍</td> </tr> <tr> <td>25歳超 40歳以下</td> <td>8倍</td> </tr> <tr> <td>40歳超 50歳以下</td> <td>6倍</td> </tr> <tr> <td>50歳超 60歳以下</td> <td>4倍</td> </tr> <tr> <td>60歳超 70歳以下</td> <td>2倍</td> </tr> <tr> <td>70歳超</td> <td>1倍</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	評価割合	25歳以下	11倍	25歳超 40歳以下	8倍	40歳超 50歳以下	6倍	50歳超 60歳以下	4倍	60歳超 70歳以下	2倍	70歳超	1倍	2. 次の①～③のいずれか多い金額 <ul style="list-style-type: none"> ① 解約返戻金の金額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額 ③ 一年間に受けるべき金額×平均余命に応ずる予定利率の複利年金現価率
被保険者の年齢	評価割合															
25歳以下	11倍															
25歳超 40歳以下	8倍															
40歳超 50歳以下	6倍															
50歳超 60歳以下	4倍															
60歳超 70歳以下	2倍															
70歳超	1倍															
保証期間付終身年金の評価	3. 保証期間の残存期間を確定年金として 1.で計算した評価額と、終身年金として 2.で計算した評価額のいずれか高い方の金額	3. 保証期間の残存期間を確定年金として 1.で計算した評価額と、終身年金として 2.で計算した評価額のいずれか高い方の金額														

*適用時期

給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、原則、平成23年4月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与から適用されます。

平成22年度税制改正では、給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額についても改正されましたが、こちらについては、平成22年4月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与から適用されます。

Check ① 特定口座とは

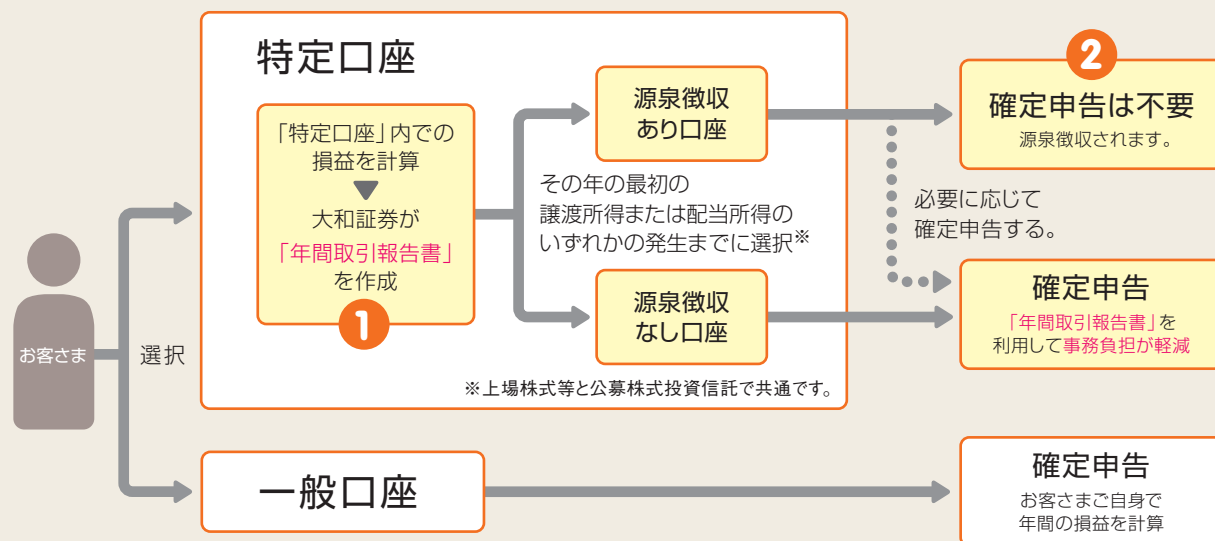
上場株式等の売却益に係る課税方法は申告分離課税となっており、原則、確定申告が必要となります。ただし、「特定口座」を利用すると、確定申告における事務負担を軽減することができます。

* 確定申告を行なうには、銘柄ごとに取得日(先入先出法で管理)や取得価額(総平均法に準ずる方法*で管理)、売却損益を把握し、所定の計算明細書に記入して確定申告書と共に提出することが必要となります。「ダイワの特定口座」を開設されると、年間の譲渡所得等を記載した「年間取引報告書」を用いて簡易に確定申告を行なうことができます。
※2ページ「取得価額の計算方法」をご参照ください。

譲渡・配当に係る所得についての納税方法

特定口座の「源泉徴収あり口座」を開設し、計算対象としている残高の売却等(上場株式等の売却および株式投資信託の売却・解約・償還)や、上場株式等の配当等を受入れた場合、特定口座内にて損益計算や源泉徴収をいたします。

*平成22年1月1日以降に特定口座の「源泉徴収あり口座」にて受入れた上場株式等の配当金および公募株式投資信託の分配金と、特定口座内の譲渡損失との損益通算が可能となりました。



① 取得価額の管理や損益の計算を、お客さまに代わって大和証券が行ないます。

特定口座での年間の譲渡所得等を記載した「年間取引報告書」を原則、翌年の1月末までにお客さまにお送りいたしますので、これを利用して簡易な確定申告が可能となります。「源泉徴収あり口座」の場合、配当所得も「年間取引報告書」に記載します。

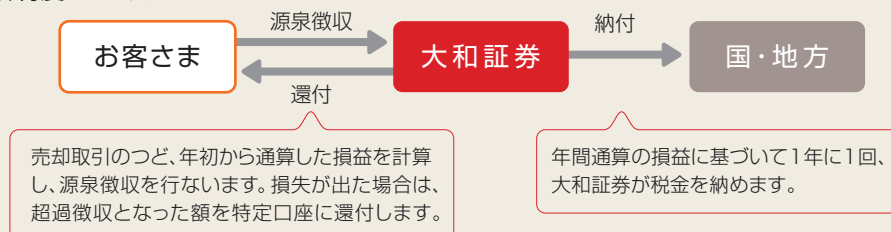
② 「源泉徴収あり口座」を選択すると、

特定口座内での売却・解約・償還や損益通算に関して確定申告が不要となります。

*「源泉徴収なし口座」から、「源泉徴収あり口座」への変更は、その年の最初の売却・解約・償還までに行なう必要があります。

*「源泉徴収あり口座」から、「源泉徴収なし口座」への変更は、その年の最初の売却・解約・償還または配当所得の発生までに行なう必要があります。

源泉徴収制度のしくみ



Check ② 特定口座の対象商品

以下の商品は、特定口座を通じて買付けた場合、特定口座の計算対象となります。

- ① 上場株式(上場新株引受権証書、ワラントを含む)
- ② 上場新株予約権付社債(上場転換社債、上場新株引受権付社債)
- ③ 上場されている外国の投資法人の投資口(カントリーファンド)
- ④ 日銀出資証券
- ⑤ 外国市場(ナスダック市場等を含む)で売買されている①②の証券(会社型投資信託を含む)
- ⑥ 上場優先出資証券
- ⑦ 上場株式投資信託の受益証券(ETF等を含む)
- ⑧ 上場不動産投資信託(J-REIT)、上場未公開株式等投資法人の投資口(ベンチャーファンド)
- ⑨ 外国株式投資信託(上場・非上場)
- ⑩ 国内株式投資信託(非上場)

Check ③ 特定口座と税制等との関係

当社で特定口座を開設された場合、税制との関係は以下のとおりです。

	特定口座	
	「源泉徴収あり口座」	「源泉徴収なし口座」
上場株式等の配当等と譲渡損失の損益通算(特定口座内)	○ 特定口座内で可能	× 申告により可能 (お客さまご自身で確定申告を行ない損益通算)
上場株式等の譲渡所得等が配偶者控除等に与える影響	○ 影響なし (ただし、確定申告を行なうと「源泉徴収なし口座」と同じ取扱いになります)	× 影響あり

* 譲渡損失の3年間繰越控除の適用を受ける場合や、当社特定口座以外の損益と通算する場合は確定申告が必要です。

* 確定申告を行なう場合、配偶者控除等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

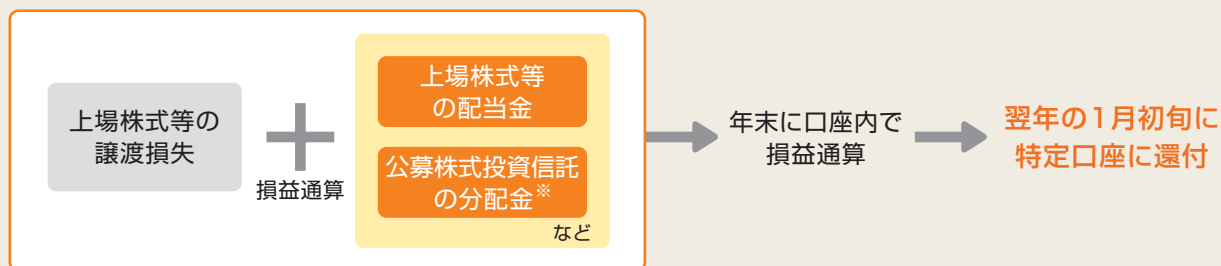
Check ④ 特定口座における源泉徴収税率

支払時期	平成21年～23年※	平成24年～
所得税率	7%	15%
住民税率	3%	5%
合計	10%	20%

Check ⑤ 源泉徴収あり口座内での上場株式等の配当等の損益通算

平成22年1月1日以降に、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて上場株式等の配当等を受入れることで、その特定口座内にて上場株式等の譲渡損失との損益通算が自動的に行なわれる仕組みが導入されました。

特定口座の「源泉徴収あり口座」内での損益通算イメージ



※公募国内株式投資信託の特別分配金は、税法上元本払戻しとなるため、損益通算の対象とはなりません。

※一般口座・特定口座の「源泉徴収なし口座」または「源泉徴収あり口座」において生じた上場株式等の譲渡損失を他の株式等の譲渡益と通算した結果、上場株式等の譲渡損失（一定の譲渡により生じたものに限る）が残った場合、確定申告を行えば譲渡損失の最長3年間の繰越控除の適用を受けることができます。なお、繰越された譲渡損失を通算する場合は、確定申告が必要です。

※譲渡損失の繰越控除の適用を受けるには、その後に株式等の譲渡がない年があっても、繰り越される譲渡損失の金額について、毎年連続して確定申告書を提出しなければなりません。確定申告書の提出がない場合は、その譲渡損失はなかったものとみなされ、上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用を受けることはできません。

※確定申告を行なう場合、配偶者控除等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

「源泉徴収あり口座」に受入れられる上場株式等の配当等

平成22年1月1日以降に受取られる上場株式等の配当等は、自動的に特定口座に受け入れ、上場株式等の譲渡損失と損益通算を行ないます。



●国内上場株式等の配当金やETF・REITの分配金を「源泉徴収あり口座」へ受入れるには、『ダイワの配当金らくらくサービス（株式数比例配分方式）』のご加入が必要となります。当社の場合、「源泉徴収あり口座」に受入れる配当等には、一般口座にある上場株式等の配当等も含まれます。

●『ダイワの配当金らくらくサービス（株式数比例配分方式）』をご利用いただくには権利確定日までにお申込みいただく必要があります。

特定口座内で損益通算可能な配当等

	配当金らくらくサービス加入済	配当金らくらくサービス未加入
国内上場株式等の配当金 (ETF・REITの分配金を含む)	○	× ^{※1}
公募国内株式投資信託の普通分配金 ^{※2} 公募外国株式投資信託の分配金	○	○
株式ミニ投資・株式るいとう・外国株式 ^{※3} の 配当金	○	○

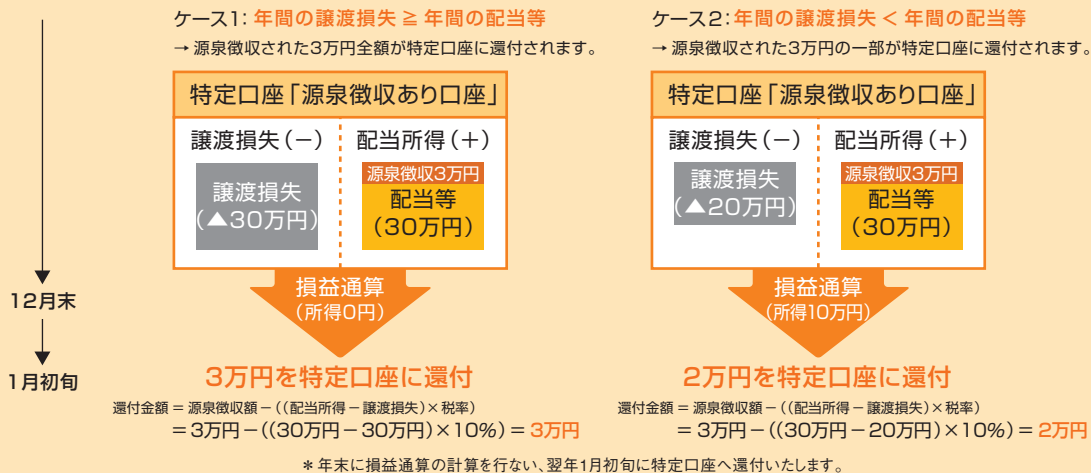
※1 平成21年12月31日時点において特定口座の「源泉徴収あり口座」を選択されている場合には、平成22年1月1日以後に当社経由で受取られる国内上場株式等の配当金およびETF・REITの分配金以外は、自動的に特定口座へ受け入れられ、上場株式等の譲渡損失と損益通算が行なわれることになります。なお、確定申告により損益通算することは可能です。

※2 特別分配金は、税法上元本払戻しとなるため、損益通算の対象とはなりません。

※3 平成22年1月時点において、国内上場外国株式の配当金の源泉徴収は証券会社で取扱いできないため、「源泉徴収あり口座」に受け入れられません。

例 年間の配当金が30万円で配当金支払時に3万円が源泉徴収されている場合

損益通算のイメージ



配当所得と譲渡損失の損益通算を希望されない場合は、「源泉徴収なし口座」への変更が必要となります。なお、平成22年1月1日以降に、譲渡所得または配当所得のいずれかが発生した場合には、変更ができませんのでご注意ください。

「ダイワの特定口座」についてのご留意事項

- ① 特定口座の開設は、1つの証券会社に1口座のみとなります。
- ② 特定口座のご開設日より前、および廃止日以降のお取引は「年間取引報告書」には記載されません。
- ③ 年間の損益や税額の計算は受渡日を基準に行ないます。
* 同一約定日に同一銘柄の株式で売買双方の約定があった場合(信用取引等を除く)、同一銘柄ごとに、まず買い約定分から取得価額を計算し、その後売り約定分についての売却損益を計算します。
- ④ 外国株式等の取得価額や損益、税額は約定日時点の円貨に換算して計算します。
- ⑤ 上場株式等の同一銘柄で、特定口座の計算対象残高と計算対象外残高を管理している場合は、以下のお取扱いの順序となります。
 - 売却は、当該特定口座で同一銘柄の上場株式等の特定口座計算対象残高と対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象残高からの売却となります。
 - 払出しは、当該特定口座で同一銘柄の上場株式等の特定口座計算対象残高と対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象外残高からの払出しとなります。
 - その他の取引に関しては、当社所定の方法により行ないます。
- ⑥ 国内公募投資信託(非上場)のうち、特定口座の計算対象とするお手続きをされていない銘柄につきましては、その後の特定口座を通じての同銘柄のお買付分につきましても計算対象とはなりません。
- ⑦ ストックオプション口座を、特定口座とすることはできません。
- ⑧ 年末時点で2年以上計算対象となる残高がない場合、翌年の1月1日に特定口座は廃止されます。
- ⑨ 特定口座でのお取引を始められる際には、約款をご確認ください。

証券税制の適用スケジュール

■ 上場株式等に関する内容
■ 株式投資信託に関する内容

A. 軽減税率

- 上場株式等の売却益



- 上場株式等の配当金



- 国内株式投資信託

- ① 普通分配金
解約益・償還差益



- ② 買取請求による売却益



- 外国株式投資信託

- ① 分配金／償還差益



- ② 上場外国株式投資信託の売却益



- ③ 非上場外国株式投資信託の売却益



B. 特定口座制度

- 上場株式等



- 国内株式投資信託



- 外国株式投資信託

- ① 上場外国株式投資信託



- ② 非上場外国株式投資信託



C. 譲渡損失の3年間繰越控除

- 上場株式等



- 国内株式投資信託



- 外国株式投資信託

- ① 上場外国株式投資信託



- ② 非上場外国株式投資信託



D. 上場株式等との損益通算

- 国内株式投資信託の解約損益・償還差損益



- 国内株式投資信託の買取請求による売却損益



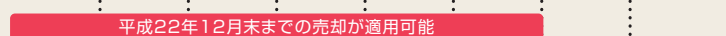
- 外国株式投資信託の売却損益・償還差損益



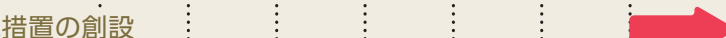
- 上場株式等の配当金および公募株式投資信託の分配金



E. みなし取得費特例



F. 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設



平成17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年

上場株式等の配当金の受取方法について

平成21年より、上場株式等の配当金の受取方法が拡充されました。
 今後は、以下の4つの方法から選択することができます。

株式数比例配分方式（平成21年より新設）

証券会社の口座に記録された株式の数量に応じた配当金を、その証券会社の口座で受取る方法です。大和証券では「ダイワの配当金らくらくサービス」となります。

- *本方式を指定した場合、他の証券会社で保有されているすべての株式についても本方式が適用され、他の受取方法と併用することはできません。
- *信託銀行の「特別口座」で管理される株式が1銘柄でもある場合や、「株式数比例配分方式」の取扱いがない証券会社で保有されている株式がある場合は、本方式をお申込みいただいたとしても適用されません。

登録配当金受領口座方式（平成21年より新設）

お客さまが証券会社で保有されているすべての株式の配当金について、指定する銀行の預金口座にて受取る方法です。

- *本方式を指定した場合、他の証券会社で保有されているすべての株式についても適用されます。また、ゆうちょ銀行の取扱いがない上場会社があるため、受取口座としてゆうちょ銀行口座はご指定できません。

個別銘柄指定方式

個別銘柄ごとの配当金について、お客さまが指定する銀行の預金口座にて受取る方法です。

- *本方式を指定した場合、「株式数比例配分方式」および「登録配当金受領口座方式」はご指定できません。

配当金領収証方式

お客さまのご自宅へ郵送される「配当金領収証」を郵便局等の金融機関に提示して受取る方法です。

- *「株式数比例配分方式」「登録配当金受領口座方式」「個別銘柄指定方式」を指定しない場合は、本方式が適用されます。

上場株式等のみなし取得費の特例の廃止

本特例は、居住者が平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合に、その上場株式等の取得費を実際の取得費に代えて平成13年10月1日における金融商品取引所等における最終売買価格の80%相当額（みなし取得費）を選択することができるものです。本特例は、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止となります。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設（平成24年以降）

平成24年以降、少額の上場株式等投資のための非課税措置が創設される予定です。それによると、満20歳以上の居住者等が、本措置の施行日から3年以内の各年において開設する非課税口座（1年につき1口座に限る）に、その口座を開設した日からその年の12月31日までに取得する上場株式等（取得対価の額の合計額は100万円を限度とする）を預入れることにより、口座開設日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得および譲渡所得については、所得税および住民税が非課税となります。

●お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

記載の商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります(「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.20750%(税込)、ただし、最低2,625円(税込)、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の「契約締結前交付書面」や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

●口座管理料について

株式や外国証券のお預りには通常、口座管理料(国内株式の場合は年間1,575円(税込)、ただし、「ダイワの証券総合サービス」にお申込みいただいていない場合は年間3,150円(税込)、外国証券の場合は年間3,150円(税込))がかかりますが、「eメンバー」のお申込みや「お預り資産優遇サービス」等により無料特典が受けられます。

なお、投資信託や円建債券のお預りには口座管理料はかかりません。

- 当資料は証券税制の説明用資料として大和証券株式会社が作成したものであり、個別商品の販売用資料ではありません。
- 当資料の作成にあたっては、小谷野公認会計士事務所による監修を受けております。
- 当資料は各種の信頼できるとされる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料は平成21年4月現在、公布・施行されている税法に基づき作成されたものです。今後、税制改正等が行なわれた場合、内容が変更となる可能性があります。
- 証券税制に係る税務リスクはお客さまが負担することになります。具体的な税務上の対策については、税理士等の専門家にご相談ください。

大和証券

Daiwa Securities

商号等:大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会:日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会

◆お問い合わせは、お近くの**大和証券** 本・支店または・・・

大和証券コールセンター  **0120-010101** 平日 8:00~22:00
土・日・祝日 9:00~17:00
●資料請求については、上記時間帯はオペレーターが、その他の時間帯は自動音声応答にて受付けております。
●取扱商品等のお問い合わせは平日8:00~18:00に受付けております。

大和証券ホームページ www.daiwa.jp